富山県情報公開審査会答申概要（答申第21号）

○ 件　　　　　名　富山県総合県税事務所が特定金融機関に発出した特定法人の預金口座に係る調査要求書等の非開示決定（存否応答拒否）に対する異議申立ての件

○ 開示請求年月日　平成19年３月５日

○ 実施機関の決定日　平成19年３月15日

○ 実施機関（担当課）　知事（税務課）

○ 決　定　内　容　非開示決定（存否応答拒否）

○ 非　開　示　理　由　富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第７条第１号（法令秘情報）、第３号（法人等情報）及び第６号（行政運営情報）

○ 異議申立て年月日　平成19年３月19日

○ 異議申立ての内容　本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求める。

○ 諮　問　年　月　日　平成19年４月20日

○ 答　申　年　月　日　平成20年12月24日

○ 争　　　　　点　実施機関が、条例第10条（存否応答拒否）を理由に本件開示請求を拒否した決定の妥当性（開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第７条各号に規定する非開示情報を開示することになるか否か。）

○ 審査会の判断

＜結　論＞

実施機関が、開示請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

＜理　由＞

１　本件対象公文書の存否応答拒否について

実施機関の条例第10条の規定による本件処分が同条に規定する存否応答拒否の要件を満たしているかどうかを判断する。

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第７条各号に掲げる非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

そこで以下、本件対象公文書の存否を答えるだけでどのような情報を開示することとなるのか、そして、その情報が条例第７条各号に掲げる非開示情報に該当するか否かについて検討を行うこととする。

２　本件対象公文書の性格について

本件開示請求は、「富山県総合県税事務所が平成18年12月６日付けで○○○○○○支店に発出した○○○○の口座残高に係る調査要求書及びそれに対する○○○○の答弁書等」として、○○○○

という法人を特定した上で、実施機関がその口座残高について○○○○に対して問い合わせた文書及び○○○○から回答のあった文書の開示を求めたものである。

よって、本件対象公文書の存否を答えることは、○○○○に対して県税に関する税務調査が行われたという事実の有無を明らかにする情報（以下「本件存否情報」という。）を開示することになるものと認められる。

３　条例第７条第１号（法令秘情報）該当性について

条例第７条第１号は、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報については、非開示とすることを規定している。

地方税法（昭和25年法律第 226号）第22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、２年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することを規定している。

ここでいう「地方税に関する調査に関する事務」とは、地方公共団体が直接納税者等（取引のある第三者を含む。）に対して質問検査権の行使等正当な権限を行使して納税義務者等にプライバシーを放棄させる行為であり、「事務に関して知り得た秘密」とは、税務職員がその事務に関して知ることができた私人の収入額、所得額、課税標準額、税額等と解されることから、特定法人に係る税務調査に関する情報は、地方税に関する調査により税務職員が知ることができた秘密であることは明らかであり、地方税法第22条に規定する「秘密」と認められる。

したがって、本件存否情報は、地方税法第22条により守秘義務が課されている情報であることから、条例第７条第１号に規定する非開示情報と認められる。

４　条例第７条第３号（法人等情報）該当性について

条例第７条第３号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示とすることを規定している。

（１）条例第７条第３号本文該当性

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報」とは、①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの、②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、③その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるものをいうと解される。

本件存否情報、すなわち、○○○○に対する税務調査に関する情報は、○○○○が県税を滞納

し、税務調査を受けたという事実の有無が明らかになる情報であるので、公開することにより、法人の信用、社会的評価及び競争上の地位に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

（２）条例第７条第３号ただし書該当性

条例第７条第３号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することを規定している。

異議申立人は、実施機関が行った強制執行は違法であり、本件対象公文書は、その事実を確認する重要な役割を担っている旨の主張をしている。

しかしながら、本件対象公文書は、仮に存在したとしても、既に２で述べたように実施機関が○○○○に対して○○○○の口座残高について問い合わせた事実を証するに過ぎず、異議申立人が主張するような実施機関の強制執行の違法性を確認する文書とはいえない。

よって、本件存否情報は、条例第７条第３号ただし書に該当するものとは認められない。

したがって、本件存否情報は、条例第７条第３号アに規定する非開示情報と認められる。

５　条例第７条第６号（行政運営情報）該当性について

実施機関は、本件存否情報は、条例第７条第６号の行政運営情報にも該当する旨説明するが、上記３及び４で述べたとおり、本件存否情報は、同条第１号及び第３号アに該当すると認められるので、同条第６号の該当性について判断するまでもない。

６　その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象公文書について異議申立人がその存在及び内容を了知している公文書であるから、これを非開示とする理由はないと主張している。

しかしながら、条例で定める開示請求権は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず認められていることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

このことは、本人からの自己情報についての開示請求である場合も同様であり、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由として、非開示とされるべき情報を公開することは認められないのである。

〇富山県情報公開条例（抄）

（公文書の開示義務）

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2)　（略）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　（略）

(4) ～(5)　（略）

(6) 県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ～オ　（略）

（公文書の存否に関する情報）

第10条　開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。